

## 令和4年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

注 ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和2年度の実績データを集計したものに、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。

・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和2年度の実績データを集計したもから、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。

・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和2年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和4年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	403,290	18,189	21,054	22,409	23,509	26,190	26,649	28,474	32,141	36,432	41,024	34,635	31,137	28,708	20,065	12,673
1 北 海 道	17,907	718	855	924	1,005	1,044	1,031	1,146	1,353	1,605	1,823	1,594	1,553	1,473	1,132	650
2 青 森	4,438	179	214	239	272	256	241	269	342	397	432	397	408	386	256	150
3 岩 手	4,103	166	206	228	251	233	227	257	317	364	383	346	361	369	255	141
4 宮 城	7,490	318	384	405	430	453	454	522	624	697	711	597	588	613	440	254
5 秋 田	3,227	119	151	171	183	162	155	194	250	294	293	269	297	320	231	135
6 山 形	3,937	168	205	224	244	225	216	260	313	353	354	313	337	355	234	137
7 福 島	6,676	292	345	372	410	415	412	455	529	591	604	528	552	566	387	218
8 茨 城	7,198	311	371	407	438	454	443	492	580	655	733	627	552	540	370	226
9 栃 木	5,394	229	279	312	329	332	326	374	440	505	550	448	400	403	284	183
10 群 馬	6,327	276	328	372	396	406	398	420	491	574	657	551	475	449	321	212
11 埼 玉	14,225	597	717	805	857	895	875	938	1,082	1,288	1,581	1,370	1,114	962	676	467
12 千 葉	10,013	431	505	548	582	627	621	675	781	891	1,067	919	761	701	531	373
13 東 京	55,264	2,312	2,444	2,431	2,497	3,775	4,754	4,745	4,907	5,242	5,765	4,852	4,050	3,436	2,490	1,564
14 神 奈 川	16,651	710	820	894	946	1,024	1,036	1,120	1,292	1,516	1,835	1,613	1,328	1,126	818	573
15 新 潟	8,123	354	431	464	495	489	471	536	630	742	795	693	660	649	439	276
16 富 山	4,092	175	208	238	260	258	237	257	305	374	448	360	319	297	212	145
17 石 川	4,447	200	237	259	277	301	273	293	333	398	472	375	336	317	223	153
18 福 井	2,944	133	159	176	185	192	176	196	219	257	286	238	234	228	157	107
19 山 梨	2,536	114	132	144	157	163	155	163	188	218	248	227	207	194	137	89
20 長 野	6,591	295	353	390	417	415	389	421	489	594	675	579	519	500	338	217
21 岐 阜	7,575	336	413	460	494	511	457	484	565	661	787	666	603	532	366	240
22 静 岡	10,330	444	547	602	630	654	637	695	799	924	1,065	906	811	744	524	347
23 愛 知	25,149	1,156	1,337	1,437	1,507	1,823	1,813	1,828	2,004	2,262	2,655	2,196	1,880	1,567	1,014	671
24 滋 賀	5,152	224	270	298	315	356	336	350	396	453	518	445	419	375	241	156
25 三 重	3,570	172	203	215	224	236	226	248	283	323	360	289	265	248	169	109
26 京 都	8,897	413	472	499	517	613	607	630	700	812	933	766	667	571	405	292
27 大 阪	34,990	1,662	1,842	1,952	2,067	2,481	2,547	2,596	2,777	3,145	3,715	3,090	2,580	2,086	1,446	1,004
28 兵 庫	15,157	693	815	870	909	1,015	958	1,043	1,171	1,344	1,585	1,327	1,186	1,060	723	459
29 奈 良	3,237	148	178	195	203	213	194	214	247	289	330	279	249	227	162	109
30 和 歌 山	2,968	128	155	173	191	189	173	190	219	255	312	279	253	221	139	91
31 鳥 取	2,050	99	115	119	127	122	117	138	165	183	192	157	161	172	117	66
32 島 根	2,463	116	139	148	156	142	131	155	188	216	231	190	195	213	149	94
33 岡 山	7,243	345	401	428	452	495	476	508	571	647	738	587	525	504	335	228
34 広 島	10,946	504	606	644	667	720	710	747	841	977	1,151	929	816	785	524	327
35 山 口	4,244	180	224	249	261	256	235	260	321	381	436	361	332	348	249	151
36 徳 島	2,668	123	145	149	155	165	164	187	222	245	259	209	203	204	144	94
37 香 川	3,913	179	215	228	244	251	233	264	304	360	398	314	287	291	205	139
38 愛 媛	5,316	249	299	316	329	339	322	365	427	482	535	430	416	398	256	154
39 高 知	2,502	112	133	145	158	149	137	155	193	234	261	207	201	194	134	90
40 福 岡	19,085	985	1,105	1,122	1,113	1,233	1,247	1,366	1,578	1,743	1,843	1,506	1,370	1,326	963	583
41 佐 賀	2,942	148	173	182	189	186	172	190	228	249	254	222	229	239	178	103
42 長 崎	4,571	226	264	274	282	269	254	296	346	384	413	371	390	396	264	143
43 熊 本	6,416	331	379	391	384	389	393	447	523	559	559	492	509	528	344	188
44 大 分	4,140	192	229	247	252	256	235	268	320	368	389	327	321	344	245	148
45 宮 崎	4,061	211	249	262	258	243	225	263	320	360	368	305	319	336	225	118
46 鹿 児 島	6,195	340	394	394	385	362	367	430	504	533	515	460	491	523	338	160
47 沖 縄	5,927	374	411	408	408	403	393	426	466	485	513	429	408	390	274	140

・各支部の年齢階級別加入者数の令和2年度実績に、全国計の加入者数の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費（令和4年度見込み）

（百万円）

1	北海道	263,346	25	滋賀	44,465
2	青森	60,429	26	京都	113,992
3	岩手	54,837	27	大阪	459,474
4	宮城	102,817	28	兵庫	201,459
5	秋田	48,267	29	奈良	42,630
6	山形	54,008	30	和歌山	39,905
7	福島	84,085	31	鳥取	27,178
8	茨城	90,280	32	島根	35,183
9	栃木	69,589	33	岡山	96,862
10	群馬	79,022	34	広島	142,884
11	埼玉	176,671	35	山口	59,321
12	千葉	127,132	36	徳島	37,882
13	東京	672,029	37	香川	54,780
14	神奈川	214,068	38	愛媛	71,082
15	新潟	99,778	39	高知	35,120
16	富山	50,455	40	福岡	258,772
17	石川	57,742	41	佐賀	45,366
18	福井	38,956	42	長崎	65,337
19	山梨	32,486	43	熊本	90,224
20	長野	81,622	44	大分	59,484
21	岐阜	95,830	45	宮崎	53,924
22	静岡	128,849	46	鹿児島	87,017
23	愛知	307,597	47	沖縄	74,355
24	三重	64,799		全国計	5,251,390

・各支部の医療給付費の令和2年度実績から東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。

・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費（令和4年度見込み）

（円）

計	130,214
0～4歳	158,947
5～9	78,508
10～14	67,444
15～19	58,861
20～24	56,108
25～29	68,662
30～34	78,607
35～39	84,823
40～44	95,021
45～49	115,131
50～54	146,572
55～59	185,337
60～64	232,161
65～69	293,092
70～74	412,915

- ・ 令和2年度実績における年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費から、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者 1 人当たり医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額（令和4年度見込み）

（百万円）

1 北海道	4,204,126	25 滋賀	855,658
2 青森	948,612	26 京都	2,202,069
3 岩手	911,740	27 大阪	8,864,152
4 宮城	1,738,438	28 兵庫	3,728,620
5 秋田	690,139	29 奈良	736,213
6 山形	885,561	30 和歌山	670,049
7 福島	1,565,241	31 鳥取	448,052
8 茨城	1,785,993	32 島根	549,545
9 栃木	1,315,809	33 岡山	1,725,304
10 群馬	1,534,239	34 広島	2,638,793
11 埼玉	3,600,244	35 山口	1,026,375
12 千葉	2,534,172	36 徳島	613,502
13 東京	15,579,666	37 香川	912,444
14 神奈川	4,443,518	38 愛媛	1,205,892
15 新潟	1,891,336	39 高知	575,025
16 富山	1,033,278	40 福岡	4,466,632
17 石川	1,094,766	41 佐賀	635,941
18 福井	721,666	42 長崎	987,688
19 山梨	604,719	43 熊本	1,412,939
20 長野	1,552,317	44 大分	915,953
21 岐阜	1,838,464	45 宮崎	874,589
22 静岡	2,595,912	46 鹿児島	1,314,369
23 愛知	6,524,744	47 沖縄	1,127,250
24 三重	1,276,097	全国計	99,357,853

・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和2年度実績に、全国計の令和2年度実績に対する令和4年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.993）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和4年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,251,390
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拠出金を除く）	455,443
・拠出金等（国庫補助を除く）	3,418,947
・前期高齢者納付金	1,340,002
・後期高齢者支援金	2,078,875
・退職者給付拠出金	61
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	185,205
・一般管理費（国庫負担を除く）	83,910
・貸付金	120
・雑支出	72,088
・準備金積立て	458,526
*事務経費・雑支出（国）	37,669
合 計	9,963,298

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,935,785
その他収入	
・貸付金返済収入	120
・雑収入	22,736
*日雇特例被保険者保険料収入	1,155
*雑収入等（国）	3,502
合 計	9,963,298

・ \*については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

## 共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.84 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.29 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

## ○ 令和2年度の都道府県支部別の収支差

- 令和4年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	984	25	滋賀	▲142
2	青森	▲426	26	京都	849
3	岩手	▲604	27	大阪	972
4	宮城	▲1,073	28	兵庫	512
5	秋田	▲148	29	奈良	496
6	山形	36	30	和歌山	▲150
7	福島	▲365	31	鳥取	70
8	茨城	210	32	島根	▲523
9	栃木	▲422	33	岡山	▲293
10	群馬	580	34	広島	▲719
11	埼玉	1,427	35	山口	333
12	千葉	289	36	徳島	▲286
13	東京	3,993	37	香川	178
14	神奈川	1,617	38	愛媛	▲836
15	新潟	23	39	高知	▲39
16	富山	▲237	40	福岡	3,077
17	石川	736	41	佐賀	▲452
18	福井	45	42	長崎	▲923
19	山梨	512	43	熊本	▲1,093
20	長野	▲458	44	大分	▲1,175
21	岐阜	678	45	宮崎	▲845
22	静岡	▲927	46	鹿児島	▲2,587
23	愛知	▲1,532	47	沖縄	▲729
24	三重	▲634		全国計	0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	287	0	287	25 滋賀	58	255	▲197
2 青森	65	32	33	26 京都	151	0	151
3 岩手	62	0	62	27 大阪	606	0	606
4 宮城	119	423	▲304	28 兵庫	255	0	255
5 秋田	47	239	▲192	29 奈良	50	136	▲86
6 山形	61	444	▲384	30 和歌山	46	28	18
7 福島	107	467	▲360	31 鳥取	31	0	31
8 茨城	122	0	122	32 島根	38	126	▲88
9 栃木	90	413	▲323	33 岡山	118	0	118
10 群馬	105	0	105	34 広島	180	0	180
11 埼玉	246	0	246	35 山口	70	184	▲114
12 千葉	174	0	174	36 徳島	42	182	▲140
13 東京	1,067	0	1,067	37 香川	62	0	62
14 神奈川	304	0	304	38 愛媛	82	0	82
15 新潟	129	729	▲600	39 高知	39	0	39
16 富山	71	601	▲530	40 福岡	305	0	305
17 石川	75	0	75	41 佐賀	43	0	43
18 福井	49	0	49	42 長崎	67	84	▲16
19 山梨	41	167	▲126	43 熊本	97	620	▲523
20 長野	106	274	▲168	44 大分	63	147	▲84
21 岐阜	126	176	▲50	45 宮崎	60	41	19
22 静岡	177	708	▲531	46 鹿児島	90	0	90
23 愛知	446	0	446	47 沖縄	77	319	▲241
24 三重	87	0	87	全国計	6,794	6,794	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

令和4年度都道府県単位保険料率における  
 保険料率別の支部数  
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1
9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

23

24

令和4年度都道府県単位保険料率の  
令和3年度からの変化  
(暫定版)

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

29

18

注1. 「+」は令和4年度保険料率が令和3年度よりも上がったことを、  
「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）  
の増減である。